

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を実現するための具体的方策

アドミッション・ポリシーに基づいた、学生の受入れを推進するため、適切かつ広範な広報活動を実施し、入学者募集基準や教育内容の周知を図る。また、学部・学科にふさわしい多様な入学者選抜方法について検討を行う。

○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

教養教育，専門基礎教育，専門教育を関連させ，一貫性のある教育課程の検討を行う。

○教養教育の成果に関する具体的方策

- ・学生の障害理解，及び障害克服・社会自立のための障害啓発を図ることを目的とした障害関係科目の充実を検討する。
- ・国際化・情報化の進展に対応できるコミュニケーション・スキルを高めるための言語・情報関係科目の充実を検討する。

○専門教育の成果に関する具体的方策

- ・1年次からの専門教育の導入，学生の適性や目標に応じた学修プログラムに対応できる専攻・コース，履修モデル等について検討を行う。
- ・OSCE (Objective Structured Clinical Examination：客観的臨床能力試験) を構築し，体験学習を推進することで視覚障害学生の専門職業人としての能力向上を目指し，社会性を備えた医療人の育成に努める。

○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・すべての授業について明確な成績評価基準を策定する。
- ・適切な質の評価と保証を図るため，成績評価グレードポイント(GPA)制の導入について検討する。

○卒業後の進路等に関する具体的方策

- ・インターンシップなどを通して職業指導の充実を図るとともに，産業界や医療界との連携に努める。
- ・国家試験など資格試験の合格率を高い水準に維持する。
- ・学修意欲の高い学生には大学院等への進学も奨励する。

○教職課程，理療科教員養成課程の設置に関する具体的方策

教職課程，理療科教員養成課程を設置するため，教育体制，具体的履修プログラムの検討を進める。

○9月入学，編入学を実現するための具体的方策

- ・9月入学（秋季入学）等についての履修プログラム，実施体制等の検討を行う。
- ・編入学についての状況調査を実施する。

(2) 大学院課程の教育内容及び成果等に関する目標を達成するための措置

○大学院課程を充実するための具体的方策

情報アクセシビリティ専攻(仮称)の設置に向けて，必要な準備を行う。

○授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・障害に配慮したきめ細かい指導ができるように、少人数クラス、個別対応に必要な実施体制の検討を行い、整備を図る。
- ・他大学との単位互換、留学の奨励、インターンシップ及び学外実習などにより、本学以外の教育資源の活用を図るよう計画する。

○専門教育の成果に関する具体的方策

研究科の教育理念と目標に基づき編成されたカリキュラムを確実に実施する。

○修了後の進路等に関する具体的方策

産業界との連携によりインターンシップを取り入れるなど、実践的な教育や企業内研修の実施を準備する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・教養教育系と専門教育系の領域を超えた科目の担当を実施するなど、大学の基本的な目標を達成するための効果的な教員の配置、役割分担を検討する。
- ・助教、TAなどの積極的活用により少人数授業の中でよりきめ細かく個別対応を実施する。

○教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・聴覚障害を補償する設備として、教室へのFM補聴システム導入やeラーニング等の導入を進める。
- ・自由にアクセスできる情報システムやインターネットを十分に活用できる学修環境の整備、また、留学生、社会人入学者及び編入学者等に対して、必要な個別対応ができるような学修環境の整備について検討する。
- ・附属図書館の「マスタープラン」に沿って、聴覚及び視覚障害学生のための学修及び教育支援、研究支援、情報発信等について、グループ学習室や休息スペースの設置などの具体的計画の検討と整備を進める。

○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

- ・教員相互の授業参観や学生による授業評価等を実施するとともに、評価の内容を教員と学生にフィードバックし、授業の改善や就職・進路指導の改善に役立てる。
- ・教員の個人評価において、教育の成果や効果を組織的に検証する。また、その評価結果を予算配分、給与面に活用する範囲を広げるために、調査・検討を行う。

○教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- ・障害の特性に応じた教育方法の改善・開発を更に推進するとともに、新任教員に対して障害理解と障害者に対する指導法に関する研修を実施する。
- ・教員を対象とした教材作成や学習指導法等に関するFD、教職員を対象とした手話、点字、情報保障等のスキルに関する研修会を定期的に実施する。

○学部等の教育実施体制等に関する具体的方策

- ・教職課程及び理療科教員養成課程の設置に向けた整備を進める。
- ・学生のニーズや社会の変化に対応できるよう、カリキュラムの改訂のみならず、学科の再編、入学定員の見直しを含め、教育研究体制を整備を検討する。
- ・大学院においては、教員の研究指導力の向上や研究設備などの充実を図る。
- ・障害者高等教育の教育関係共同利用拠点の大学として、人的・物的資源の共同利用等を推進する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- ・個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに、より丁寧な対応ができるようにオフィスアワーの見直しなどを行い、より良い学修・生活支援を進める。
- ・チューター制やアドバイザー制により、学生一人ひとりをきめ細かく支援する。

○就職支援等に関する具体的方策

- ・新たな就職先の開拓、進路・就職に関する講演会等の充実、学生のコミュニケーション特性に応じた面接指導を行う。
- ・障害に起因する社会生活上の困難や職場適応に関する相談対応等の就職後のフォローアップを推進する。
- ・職域開拓や職能開発に係る調査研究を障害者の就職支援を行う機関等と連携して進める体制を整備する。

○経済的支援に関する具体的方策

- ・経済的困窮者や成績優秀者に対する入学金・授業料猶予、免除制度がより有効となるように点検を行い、必要な改善を図る。
- ・種々の奨学金等に関する情報収集を行い、学生に提供する。

○社会人・留学生に対する具体的方策

社会人や留学生の受入れを積極的に進めるとともに、受入れや支援制度の整備・改善を図り、その学修・生活を支援する活動を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究の方向性と重点的に取り組む領域

- ・学部や大学院等の教育の充実と高度化を図るため、研究資金の配分方法の改善などにより、産業技術及び保健科学に係る専門分野の研究を推進する。
- ・西洋医学と漢方、鍼灸を含む東洋医学を統合した国際的なレベルの研究を推進する。
- ・聴覚・視覚障害者に対する教育方法、教育機器、教材、障害補償システム、情報保障システム及び教育支援システムについて研究開発を推進するとともに、他大学との共同研究及び他大学に学ぶ聴覚・視覚障学生に対する支援にも積極的に取り組む。
- ・日本語及びそれ以外の言語による手話・点字を含めた情報保障などの研究を行う。

○成果の社会への還元に関する具体的方策

- ・聴覚・視覚障害児・者のための教育及び支援に関する研究成果について、各種支援事業及び機関リポジトリ（NTUT リポジトリ）事業により、大学や特別支援学校等の機関に広く還元する。
- ・障害者や高齢者の生活支援、福祉に結びつく研究成果について、企業等の関係機関と連携して積極的に実用化を目指す。

○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- ・教員の個人評価の結果をもとに、各教員の研究の水準・成果の検証方法について検討する。
- ・研究チームの研究水準の目標設定を検討するために、他大学や海外の研究業績の調査を実施する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○適切な研究者等の配置並びに研究資金の配分、設備等の活用・整備に関する具体的方策

- ・大学としての重点研究プロジェクトを設定し、研究員を委嘱するなど、学部や学科等を超えた研究ユニットを編成して研究を推進するとともに、研究資金を重点的に配分する。
- ・研究スペースの配分の適正化を図り、重点研究プロジェクトのための研究施設を確保する。
- ・教室の利用状況を調査し、効率化を図るため、利用率の低い教室の共用スペースへの転用を推進する。

○知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

知的財産に関する啓発活動を行うとともに、教員の取得した特許、開発したシステム等については、産業界と協力して実用化を目指す。

○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

昨年度実施した教員の個人評価結果をもとにして、研究の内容・方針・体制の見直しを行うとともに、その評価結果を研究費配分、給与面に活用する範囲を広げるために調査・検討を行う。

○研究実施体制等に関する具体的方策

- ・総合的な聴覚・視覚情報保障の研究開発及び普及のため、聴覚障害系と視覚障害系が独自性を保ちつつ、必要に応じて一体的な取組のできる体制と環境の整備を推進する。
- ・障害者高等教育研究支援センターを全国共同利用型の研究施設としての環境整備を進めるなどにより、研究実施体制を充実する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

○地域社会との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- ・学外の関係組織や団体と連携・協力して聴覚・視覚障害者に係る教育機器、障害補償システム及び学習資料等の研究開発を進め、その成果を公開する。
- ・情報アクセスを支援する人材（点訳者・音訳者及び要約筆記者等）の育成と技能の向上を図るため、研修会等を積極的に開催する。
- ・機関リポジトリの整備と研究成果の蓄積等により、地域住民、聴覚・視覚障害関係者に対する図書や障害関係資料の利用促進を図る。
- ・筑波研究学園都市の特性に特化したコンテンツの蓄積・公開事業に貢献するため、本学の蓄積された研究成果を「つくばサイエンスリポジトリ」に提供する。

○産学官連携の推進に関する具体的方策

新技術の開発、特許取得、製品化及び障害者支援技術の普及を積極的に進めるため、関係機関と連携して産学交流会やシンポジウムを開催する。

○教育機関等との連携・支援に関する具体的方策

- ・教材や教育支援システムの開発等を通して、聴覚・視覚障害者の教育方法の改善に資するとともに、ニーズに応じた情報提供、教育相談などを進める。
- ・開発した支援機器や学修資料を提供するなどの支援を行い、聴覚・視覚障害者の社会参加に貢献するとともに、両障害者支援に関する技術や情報を全国の特別支援学校等の教育機関に広く提供し、支援の拡大・普及により連携を深める。

○他大学等との連携・支援に関する具体的方策

聴覚・視覚障害学生支援にかかわる全国規模の大学間ネットワークを充実させ、他大学等で学ぶ聴覚・視覚障害学生並びに学会等に参加・発表する聴覚・視覚障害者への支援を行い、両障害者の社会進出に貢献する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- ・国際交流協定締結大学等を中心に教職員及び学生の交流等により、障害者教育に係る大学等との国際交流を推進する。
- ・聴覚・視覚障害留学生の受入れを促進するとともに、手話、点字を含めた日本語等の習得支援並びに学修支援体制の整備の一環として、留学生・語学センター（仮称）の設置に係る準備を進める。

○教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- ・国際交流協定締結大学等との間で国際会議・研究会を開催するとともに、機関リポジトリやインターネット等を活用し、障害者教育支援の範囲を海外に拡大する。
- ・アジア域内及び国内の関係団体と連携・協力の下に、アジアにおける視覚障害者の職業自立のために、マッサージ教育及びマッサージ業の普及を図るなどの国際貢献を行うことにより、アジア地域の障害者高等教育機関、関係団体との連携の強化、支援活動を充実する。

(3) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置

○良質な医療人養成の具体的方策

患者の立場に立った施術を行える医療人を養成するために、学生個々の能力や障害の程度に応じたより質の高い臨床実習の在り方を検討し、実施する。鍼灸マッサージ師の卒後教育についても、その在り方の検討を行うとともに、理学療法診療教育の場として整備を検討する。

○医療サービスの向上や質の高い医療の提供に関する具体的方策

- ・東西医学統合医療による治療に対する患者ニーズに対応するため、医療システムの効率化を図る。
- ・東西医学に精通した医師・鍼灸師など医療者の配置、医療者間の効率的な連携、リハビリテーションを主体とした理学療法診療の整備等の改善点を検討し、実施する。
- ・地域の需要に応え、健康等の啓発を図る。

○東西医学を統合した研究と診療、施術に関する具体的方策

東西医学統合医療機関として特徴的な診療を行うことにより地域医療に貢献するとともに、東西両医学の視点に立った診断治療施術に関する研究を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

特命学長補佐を任命し、運営体制を強化する。

○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

教育・研究、管理運営に関する全学委員会の審議事項や組織体制等の見直しを行い、効率化を推進する。

○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

大学の国際化に向けて、事務系職員が参画し得る体制を整備する。

○教育研究組織の見直しの具体的方策

- ・教職課程、理療科教員養成課程を設置に向けて、教育体制、具体的履修プログラムの検討を進める。
- ・留学生・語学センター（仮称）の設置に向けて、必要な調査研究を進める。
- ・入学定員の見直しや学科再編に向けて、学生のニーズや社会の動向等を調査研究する。

○法人運営の改善に関する具体的方策

- ・法人運営を更に改善するため、経営協議会における意見及びその対応状況を公表するとともに、監事監査等の結果を経営協議会等に報告し、業務運営に適切に反映させる。
- ・監査法人と連携した研修等を行い、監査担当者及び会計事務担当職員の資質向上を図り、日常的な内部牽制を強化する。

○人事評価システムの活用に関する具体的方策

- ・教員については、多面的かつ公正な評価基準に基づいて評価し、評価結果を昇給等の処遇に反映させる。
- ・事務系職員については、引き続き評価を実施し、評価結果を昇給等に反映するとともに、評価結果を職員にフィードバックする。また、評価項目及び評点の配分並びに評価結果の処遇への反映について検証し、改善を行う。

○柔軟で多様な人事制度に関する具体的方策

（教員に関すること）

- ・本学の将来構想を踏まえ、教員配置計画を策定するとともに、学長裁量枠による任期付き教員制度について検討する。
- ・多様な人材を採用するため、教員公募を推進する。

（事務系職員に関すること）

- ・近隣大学と引き続き、人事交流を行う。
- ・人事計画に基づき新任職員の採用を行う。
- ・効率的・効果的な事務運営を図るため、必要に応じ業務のアウトソーシングを進める。

○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

一定額を学長裁量経費及び基盤的設備費として確保するとともに、大学院技術科学研究科の整備に必要な経費及び教育研究活動の積極的な取組を推進するための経費を確保する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務処理の効率化・合理化に関する具体的方策

- ・情報化の推進、アウトソーシングの導入等により、事務処理の合理化・効率化を実現する。
- ・他大学等との共同研修を引き続き実施する。
- ・手話研修、点字研修、SD（スタッフ・ディベロップメント）研修を継続的に実施する。

○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

新設された大学院に対応した事務組織を整備する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ・科学研究費補助金の申請を高めるため、アドバイザー制度を創設する。
- ・本学の教育研究成果を社会に広く普及・公開する。
- ・外部研究資金の獲得を促進するため、関係情報を収集・提供するとともに、説明会等を開催する。

○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策

本学の特殊性を踏まえた公開講座を実施し、自己収入の増加に努めるとともに、学内の施設・設備の情報を公開し、地域住民等の利用促進を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○人件費の削減に関する具体的方策

総人件費改革に基づき、平成 17 年度の基準額に比して 5 %以上の人件費削減を行う。

○管理的経費の抑制に関する具体的方策

- ・パソコン等を活用したペーパーレス化会議の対象を拡大するとともに、セグメントごとの各コスト情報を会議等で定期的に報告し、コスト意識の改革を行う。
- ・コスト削減及び温室効果ガス排出抑制の観点から、電力供給事業者の検討を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

今期間中に売却する職員宿舍の土地及び建物については、専門家等の助言を得て、売却方法等の検討を開始する。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ・自己点検・評価の計画を策定し、それに基づく評価を実施・公表し、業務改善を図る。
- ・認証評価を平成 23 年度に受審するため、必要な準備を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的な方策

- ・ホームページの多言語化を図り、情報発信を推進するとともに、新たな広報媒体の導入を検討する。
- ・聴覚及び視覚障害のある外国人留学生の受入れを推進するため、入学案内等を英文等で作成・提供する。

Ⅴ その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設等の整備に関する具体的方策

- ・平成 18 年に策定した「キャンパスマスタープラン」の見直しを開始する。
- ・聴覚及び視覚障害学生の特性に配慮した施設整備を計画的に行う。
- ・学内情報ネットワークの整備を進める。

○施設等の有効活用に関する具体的方策

- ・新たな共有スペースを確保するため、施設の利用状況を点検・評価する。
- ・スペースチャージ制の導入の是非について、引き続き検討する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ・外部安全衛生コンサルタントによる学内巡視を実施し、実施結果をフィードバックするとともに、必要に応じ、改善策を求め、安全管理と事故防止を徹底する。
- ・情報システムへの不正アクセス等に対応するセキュリティ対策や個人情報の適切な管理を引続き維持する。

○学生等の安全確保等に関する具体的方策

キャンパス内における学生等の安全確保に向けて、必要な取組を行う。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守等に関する具体的方策

- ・内部通報体制（窓口）の検討を行う。
- ・コンプライアンスや服務規律に関して、教職員の法令遵守の意識を高めるため、必要な取組を行う。
- ・会計経理を適正に執行する。

VI 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

8億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- ・該当なし

IX 剰余金の使途

○決算において剰余金が発生した場合は、

- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総 額 15	国立大学財務・経営センター施設費交付金（15）

（注1） 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加される

こともある。

(注2) 小規模改修について平成22年度以降は平成21年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ・教員については、公募制を一層積極的に活用するとともに、教員の流動性を高める。
- ・事務職員等については、近隣の大学との連携の下に人事交流を行うとともに、事務組織の活性化を推進するため、新任職員の採用を計画的に進める。

(参考1) 平成22年度の常勤職員数 185人
また、任期付職員の見込みを18人とする。

(参考2) 平成22年度人件費総額見込み 1,767百万円

別表（収容定員）

平成 22 年度	産業技術学部	200人
	保健科学部	160人
	技術科学研究科	7人
平成 23 年度	産業技術学部	200人
	保健科学部	160人
	技術科学研究科	14人
平成 24 年度	産業技術学部	200人
	保健科学部	160人
	技術科学研究科	14人
平成 25 年度	産業技術学部	200人
	保健科学部	160人
	技術科学研究科	14人
平成 26 年度	産業技術学部	200人
	保健科学部	160人
	技術科学研究科	14人
平成 27 年度	産業技術学部	200人
	保健科学部	160人
	技術科学研究科	14人

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成 22 年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	2,828
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	29
国立大学財務・経営センター施設費交付金	15
自己収入	308
授業料及び入学料検定料収入	163
附属病院収入	105
財産処分収入	0
雑収入	40
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	106
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
承継余剰金	0
目的積立金取崩	83
計	3,369
支出	
業務費	3,218
教育研究経費	3,115
診療経費	103
施設整備費	15
船舶建造費	0
補助金等	29
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	106
貸付金	0
長期借入金償還金	1
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	3,369

[人件費の見積り]

期間中総額 1,767 百万円を支出する (退職手当は除く)。

(うち, 総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 1,369 百万円)

注) 「産学連携等研究収入及び寄付金収入等」のうち, 前年度よりの繰越額からの使用見込額 48 百万円。

2. 収支計画

平成 22 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	3,222
經常費用	3,222
業務費	2,674
教育研究経費	616
診療経費	72
受託研究費等	26
役員人件費	34
教員人件費	1,307
職員人件費	619
一般管理費	278
財務費用	1
雑損	0
減価償却費	269
臨時損失	0
収益の部	3,223
經常収益	3,223
運営費交付金収益	2,719
授業料収益	124
入学金収益	27
検定料収益	3
附属病院収益	105
受託研究等収益	26
補助金等収益	29
寄附金収益	24
財務収益	0
雑益	40
資産見返運営費交付金等戻入	109
資産見返補助金等戻入	9
資産見返寄付金戻入	8
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	1
目的積立金取崩益	83
総利益	84

3. 資金計画

平成 22 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	3,369
業務活動による支出	3,098
投資活動による支出	139
財務活動による支出	1
翌年度への繰越金	131
資金収入	3,369
業務活動による収入	3,223
運営費交付金による収入	2,828
授業料及び入学料検定料による収入	163
附属病院収入	105
受託研究等収入	26
補助金等収入	29
寄附金収入	32
その他の収入	40
投資活動による収入	15
施設費による収入	15
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	131